

廃校備品せり売り等実施要領
(令和5年10月実施)

福知山市教育委員会 教育総務課
福知山市 財務部 資産活用課

1. 対象物件について

対象物件は、別紙販売備品リストのとおりです。リストに記載している価格は、1個（1セット）あたりの金額です。備品はすべて現状有姿での引渡しとし、キズや汚れ、一部破損がある備品もあります。また、一部学校名等が記載されている備品がありますが、転売を目的とする場合は、必ず学校名等を抹消した写真を後日提出いただくこととなりますのでご注意ください。

備品は、閉校時まで使用していましたが、従来の性能、安全を保証するものではありません。専門家の調整や一部修理を要するものがある場合がありますが、修理費用について福知山市及び福知山市教育委員会（以下「市教委」という。）は一切負担しません。

2. せり売り、当日即売品売払について

下記日程でせり売り、当日即売品売払を開催します。いずれも現地にて現物を確認いただきたいうえで、せり、買い受けを行っていただきます。

※郵送、電話によるせり売り等への受付・参加はできません。

(1) せり売り

日 時 令和5年10月29日（日）
受 付 午後1時00分～午後1時30分
入 札 午後1時30分～
場 所 旧美鈴小学校 2階ランチルーム（福知山市大江町二俣 489）
対象備品 販売備品リスト No.P-001 から No.P-004 までのグランドピアノ

(2) 当日即売品売払

日 時 令和5年10月28日（土）～令和5年10月29日（日）
午前9時30分～午後3時30分
※28日午前中の中の入場は整理券制とし、当日午前8時より整理券を配布。
場 所 旧美鈴小学校校舎（福知山市大江町二俣 489）
対象備品 販売備品リスト No.A-001 からNo.K-063 までの備品

3. 引渡し条件について

- (1) すべての販売備品は、現状有姿にて引渡しを行います。このため、引渡し後の故障及び瑕疵について、本市及び市教委は一切責任を負いません。
- (2) 運搬費用、その他引渡しに係る費用等は、すべて落札者の負担となります。
- (3) セリ売りは、後日送付する納入通知書にて売買代金を一括納入後、当日即売品売払は、現地で売買代金を一括納入後の持ち帰りです。セリ売りを実施する備品の引き取りは、本市又は市教委が別途指定する日までに行っていただきます（当日即売品は当日引渡し）。なお、転売目的での購入の場合、備品に学校名等の記載がある場合は、学校名等を抹消した備品の写真を、売却前に提出してください。

4. セリ売り参加等について

- (1) 実施要領の配布について

令和5年10月6日（金）～令和5年10月29日（日）

上記期間中の午前8時30分～午後5時の間に本市財務部資産活用課及び市教委教育総務課で配布します。なお、土曜・日曜・祝日は配布しません。また、本市のホームページからダウンロードすることも可能です。

- (2) セリ売りへの参加について

下記の日時、場所でセリ売りへの参加受付を行います。また、備品販売会等の開催と合わせてグランドピアノ下見会を開催します。

受付日時 令和5年10月29日（日）午後1時00分～午後1時30分

受付場所 旧美鈴小学校 2階ランチルーム前

※グランドピアノ下見会の開催について

日 時 令和5年10月28日（土）午前9時30分～午後3時30分

令和5年10月29日（日）午前9時30分～正午

場 所 旧美鈴小学校（福知山市大江町二俣489）

旧美河小学校（福知山市大江町河守840）

ア：グランドピアノを確認したい方は、上記日時で下見、確認を行ってください。

※旧美鈴小学校は備品販売会受付に、旧美河小学校は図書譲渡会を行っている児童昇降口にお越しくください。

イ：グランドピアノ下見会の参加は、入札の参加要件ではありません。

ウ：グランドピアノ下見会への参加費用（旅費等）は、自己負担とします。

エ：グランドピアノ下見会の実施期間中に、旧美鈴小学校の備品販売会受付で、せり売り参加に必要な書類を事前配布します。特に、代理人がせり売りに参加する場合は、必ず委任状等を受け取ってください。

(3) 当日即売品売払への参加について

令和5年10月28日(土)～29日(日)の日程で当日即売備品の売払を行います。数に限りがありますので、売り切れの場合はご容赦いただきますようお願いいたします。なお、2日間とも参加することはできますが、必ず受付をしていただきます。

ア：10月28日(土)午前9時30分～正午は、事前に整理券を配布したうえでご案内します(整理券は、10月28日(土)午前8時00分から配布)。

入場については、30分ごと10組の入場制限をかけさせていただきます。当日即売品売払又は入札に参加される方は、入場時に現地の受付にて「入札等参加申込書兼誓約書」(様式1)を提出してください。提出いただいた後に組毎に入場案内いたします。1組あたりの人数制限は6名とします。

※この入場時間内は、1グループあたり購入個数の上限を5点までとします。

イ：10月28日(土)午後1時00分～10月29日(日)午後3時30分については、原則自由入場でご案内しますが、同時刻に20組以上の入場があった場合は、入場制限をかけさせていただきます。

1組あたり1時間以内で、購入手続きをお済ませください。当日即売品売払又は入札に参加される方は、現地受付にて「入札等参加申込書兼誓約書」を提出してください。提出いただいた後にお控えをお渡しし、退出時間をお伝えします。

1組あたりの人数制限は6名とします。

※この入場時間内は、1グループあたりの購入個数に上限はありません。

(4) 参加資格等について

個人又は法人とし、次の要件を全て満たす者とします

ア：地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当しない者

イ：地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

ウ：売買代金を一括納付可能である者

エ：廃校備品せり売り等実施要領及び入札等参加申込書兼誓約書記載の条件を誠実に履行できる者

オ：転売を目的として入札に参加するときは、古物商の許可を取得している者

カ：その他市長が入札等に参加することを適当と認めた者

(5) 提出書類

① 入札等参加申込書兼誓約書

② 古物商許可書の写し(転売を目的とする場合)

③ 委任状(せり売りに代理人が参加する場合)

※郵送による参加は、不可とします。

5. 入札方式等について

(1) 最低売却価格、入札保証金等

入札に付す備品については、取得日からの耐用年数を経過しているため、最低売却価格は0円とし、入札保証金は設定しません。また、落札者との売買契約に係る契約書は作成しません。

(2) 受付

ア：せり売りについて説明を受けた後、入札等参加申込書兼誓約書を提出します。

※代理人は、委任状を提出してください。

イ：受付時に「番号札」を受領し入札会場に入場します。※1組につき6名まで入場可

(3) 買受人の決定

ア：受付番号順に着席してください。

イ：せり売り開始価格は、最低売却価格とし競い上げ方式とします。

ウ：参加者による金額の提示は、口頭で金額を宣言することにより行うものとします。

エ：宣言した金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。

参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を宣言してください。

オ：入札金額は、日本円の百円単位とします。

カ：グランドピアノをせり売りに付す順番は、グランドピアノ下見会の参加者に対して購入希望順位を調査・点数化し、得点の高いグランドピアノからとします。なお、当該得点が同一となった場合は、せり売り執行者がせり売りに付す順番を決定します。

キ：金額を宣言する場合は、「番号札」を掲げ、せり売り執行者の指示の後宣言してください。なお、一度宣言した金額は、撤回できません。

ク：せり売りの開始時は、せり売り執行者が番号札を挙げた者の中で最も若い番号の者に金額の宣言を指示しますので、その指示に従って宣言してください。以降、せり売り執行者の指示に従ってください。なお、参加資格を満たしていない者が宣言した金額は、無効とします。

ケ：せり売り執行者が買受人の決定を宣言するまでの間に、最高額を宣言した者を買受人と決定します。

6. 買受人及び購入金額の決定

該当するグランドピアノに対して、最高額を宣言した者を買受人とします。せり売り終了時点での提示金額（消費税及び地方消費税を含む。）を購入金額として、買受人が売買代金確認書を作成するものとします。

令和5年10月30日（月）以降、落札決定通知書及び納入通知書を発行し、買受人に送付します。

7. 結果の公表

せり売りの結果は、参加者の氏名等個人を特定する情報を除き、本市が公表する場合があります。

8. 売買代金の支払い及び引渡し

- (1) 別途指定する売買代金の納付期限内に、指定金融機関で納付を行ってください。
- (2) 売買代金の納付確認後、販売備品の引渡しを行います。
- (3) 当該備品の引渡し及び搬出等に係る費用については、全て買受人が負担することとします。
- (4) 引渡しの日程調整は、本市又は市教委と調整を行い、指定する日までに必ず備品の引き取り及び移動を行ってください。
- (5) 引渡し時の運搬等における破損等については、本市及び市教委は、一切の責任を負いません。

9. その他の注意事項

- (1) 現状有姿での引き渡しのため、福知山市は、一切の契約不適合責任を負わず、返品、異議の申し立てはできません。
- (2) 一度納付された代金は、理由を問わず、返金しません。

10. お問い合わせ先

〒620-8501 京都府福知山市字内記13-1

福知山市 財務部 資産活用課 公民連携係

T E L : 0773-24-7038 F A X : 0773-23-6537

M A I L : shisan■city.fukuchiyama.lg.jp（■は、@と読み替えて下さい。）